

セグメント情報以外の附属明細書における、一法人複数大学の大学別内訳の取扱いについて（案）

【基本的な整理の考え方（案）】

- ◇ 一法人複数大学制度の活用により、各国立大学が創設以降培ってきたブランド力や地域との関係性等を活かしながら、複数の大学の資金や人材、組織等を共有することによって一定規模の教育研究資源を確保し、それを効率的・効果的に利活用することで、法人の経営力の向上や大学の教育研究の質の向上を図ることが期待されている。
- ◇ 一法人複数大学制度は、経営体である法人としては一つであり、固定資産や資金等について資源の有効活用の観点から、一体的に運用されることが想定されるため、貸借対照表に関連する附属明細書については、法人全体での開示を原則としてはどうか。
- ◇ 損益計算書項目の大学別内訳については、セグメント情報において開示することを想定している。
- ◇ 損益計算書等のフロー情報に関する附属明細書については、ステークホルダーに対するアカウントビリティ、開示の有用性、見易さ、重複感の排除等を踏まえて補助金、寄附金、受託研究費等の外部資金の受入額については、大学別の内訳を開示することとし、その他については、セグメント情報において損益計算書計上額を把握できることから、原則として大学別の内訳は必要としないこととしてはどうか。

※法人評価においては、経営面に関しては法人全体として評価するため、法人評価の観点からは大学別の内訳は特に必要としない。

【基本的な整理の考え方（案）に基づく整理（案）】

◆ 貸借対照表に関連する附属明細書

附属明細書の名称	整理内容（案）
(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第90 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細	上記「基本的な整理の考え方（案）」に基づき大学別の内訳は原則不要
(2) たな卸資産の明細	
(3) 無償使用国有財産等の明細	
(4) P F I の明細	
(5) 有価証券の明細	
(6) 出資金の明細	
(7) 長期貸付金の明細	
(8) 借入金の明細	
(9) 国立大学法人等債の明細	
(10)－1 引当金の明細	
(10)－2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細	

附属明細書の名称	整理内容（案）
(10)－3 退職給付引当金の明細	
(11) 資産除去債務の明細	
(12) 保証債務の明細	
(13) 資本金及び資本剰余金の明細	
(14) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細	
(14)－1 積立金の明細 (14)－2 目的積立金の取崩しの明細	

◆ 損益計算書等のフロー情報に関連する附属明細書

附属明細書の名称	整理内容（案）	理由
費用の明細関係		
(15) 業務費及び一般管理費の明細	不要	・教育経費や研究経費の総額の大学別内訳はセグメント情報で把握することが可能である。 ・教育経費のうち、消耗品費や水道光熱費の金額の大学別内訳を開示する有用性はステークホルダーの視点からも高くないと考えられるのではないか。
(18) 役員及び教職員の給与の明細	不要	・人件費の総額の大学別内訳はセグメント情報で把握することが可能である。 ・なお、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣裁定）においても、法人ごとに公表すると定められており、大学別の内訳は求められていない。
外部資金の受入関係		
(17)－2 補助金等の明細	要	各大学の外部資金の受入状況については、各大学の経営力を把握する観点からもステークホルダーに対して大学別（及び法人共通）の内訳を開示することが良いのではないかと。
(20)－2 寄附金の受入額の明細	要	
(21) 受託研究の明細	要	
(22) 共同研究の明細	要	
(23) 受託事業等の明細	要	
(24) 科学研究費補助金の明細	要	

附属明細書の名称	整理内容 (案)	理由
その他の収益の明細		
(16) 運営費交付金債務及び 運営費交付金収益の明細 (16)-1 運営費交付金債務 (16)-2 運営費交付金収益	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金は大学別ではなく、東海国立大学機構へ交付される。 ・運営費交付金収益の大学別の総額については、セグメント情報で把握でき、それ以上の内訳まで大学別に把握する必要性は低いと考えられるのではないかと。
(17) 運営費交付金以外の国 等からの財源措置の明細 (17)-1 施設費の明細	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定の区分ごと（事業ごと）に名称を付して記載することとなっている。 ・基本的には施設等の単位で交付されるため、資源の有効活用の観点から、一体的な運用が促進されることが想定されることを考えると、大学別内訳までの開示を求める必要はないのではないかと。
(20)-1 寄附金債務の明細	不要	<ul style="list-style-type: none"> ・大学別の受入額については、(20)-2 寄附金の受入額の明細で把握可能である。 ・寄附金収益の大学別内訳はセグメント情報で把握することが可能である。